

認 定 手 続 開 始 通 知 書 (差 出 人 用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開 始 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長) 印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 3 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 名宛人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 6 9 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 1 0 執務日（延長があった場合は 2 0 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 1 0 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 書

整理 No
—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者

電話（FAX）番号

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ）	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 （権利発生年月日）	第 年 月 日 （ 年 月 日）
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （権利設定範囲）
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
--

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

※ ☐ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない）)
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 書
（保護対象商品等表示等関係）

整理 No

—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

（連絡先）

担当者

電話（FAX）番号

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ） 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する技術的制限手段 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（許諾の範囲）

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
--

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。
 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。
 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 (2) 【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
 (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
 4. 「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、その事実を記載した書面（任意の様式）を遅滞なく申立先税関に提出して下さい。

輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

整理 No	
追一	—
平成	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者
電話番号(FAX)番号

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】		平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】		☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】		第 号 年 月 日 （ 年 月 日）		
権利の追加	権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	品名【公表】			
	輸出統計品目番号【公表】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加【開示の可否：□可、□否】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項 注) 記入する項目毎に開示の可否を記入する。				

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除して下さい。
2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
3. この申請書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。）に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記入してください（記載事項が多い場合は別紙）。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- （1）【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- （2）【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
- （3）【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、当初申立ての有効期間と同じになります。
8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

〇〇税関長

印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成 年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理 No.」により管理されます。

記

1. 輸出差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸出差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条、商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判等（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記（2）の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸出差止申立ての取下げを行ってください。

(規格 A4)

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 更 新 申 請 書

整理 No
更— —

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者
電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出差止(積戻し)申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権	
	※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 年 月 日 号	
	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	※ 権利の範囲【公表】		
	輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】		
※ 委任関係の変更【開示】	☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A4)

認定手続開始通知書（名宛人用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- （注） 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
2. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面 2. 参照）。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 上記期限までに輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記の点検することのできる期限にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

輸 入 差 止 申 立 書

整理 No

—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

（連絡先）

担当者

電話（FAX）番号

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ） 税関長

2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 （権利発生年月日）	第 号 年 月 日 （ 年 月 日 ）
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲 （商標権の場合には指 定商品名及び登録商標 を記載）【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （権利設定範囲）
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. ライセンス料の基礎となる資料（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合）【不開示】

※

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

8. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

（2）並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 （ライセンス契約の内容、ライセ ンシー、製造工場のリスト等） 【不開示】	

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9. 添付資料等

※ □ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
□ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
□ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
□ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
□ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
□ その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
□ 代理権に関する書類 【開示】
□ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 (2) 【開示】項目
 認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
 (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
 4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

輸 入 差 止 申 立 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No

—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】
住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話 (FAX) 番号

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執る税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示 (需要者の間に広く認識されているもの) ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示 (著名なもの) ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する技術的制限手段 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者 (申立人を除く)【開示】	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
--

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徵（輸入価格（FOB価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 （使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等） 【不開示】	

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
(1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
(2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
(3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

(規格 A4)

輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

整理 No	
追一	—
平成	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者
電話番号(FAX)番号

関税法第 6 9 条の 1 3 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】		平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】		☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】		第 号 (年 月 日) (年 月 日)		
権利の追加	権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	品名【公表】			
	輸入統計品目番号【公表】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加【開示の可否：□可、□否】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項 注) 記入する項目毎に開示の可否を記入する。				

- （注）
1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
 2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
 3. この申請書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
 4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。）に限ります。
 5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記入してください（記載事項が多い場合は別紙）。
 6. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
 - （1）【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - （2）【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
 - （3）【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
 7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、当初申立ての有効期間と同じになります。
 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

輸入差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

〇〇税関長

印

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新
(整理 No.)について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項の規定により通知します。

なお、「輸入差止申立書(権利・品名・侵害理由追加)」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理 No.」により管理されます。

記

1. 輸入差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸入差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸入差止申立てに係る権利(特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項)に関し、争訟が生じた場合又は無効審判(特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条)、訂正審判(特許法第 126 条)若しくは不使用取消審判等(商標法第 50 条)などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記(2)の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸入差止申立ての取下げを行ってください。

(規格 A4)

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書

整理 No
更一 —
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者
電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	（函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区）税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権	
	※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 号 年 月 日 （ 年 月 日）	
	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	※ 権利の範囲【公表】		
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】		
※ 委任関係の変更【開示】	☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に ☒ チェックをして下さい。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に ☒ チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印 若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

輸 入 差 止 情 報 提 供 書

整理 No

—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

（連絡先）

担当者

電話（FAX）番号

関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。

記

1. 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ） 税関長

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

登録番号及び 登録年月日【公表】	第 年 月 日 号
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
※ 専用利用権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（権利設定範囲）
※ 通常利用権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（許諾の範囲）

3. 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名 【公表】

※ 品 目	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止情報提供希望期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
--

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

※ ☐ 回路配置原簿の謄本 【開示】
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止情報提供希望期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
6. 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

CUSTOMS FREE IMPORT OR EXPORT OF CARGO OR CUSTOMS DECLARATION OF PERSONAL PROPERTY				免税物品輸出入申告書	
(Authority: USFJ INSTRUCTION 90-205) (根拠: 在日米軍インストラクション 90-205)				(根拠: 特例法基本通達) (Authority: Basic Notice of Special Measure Laws)	
For ☐ Import ☐ Export (Check applicable box) 目的 輸入 輸出 (該当欄に印を付けて下さい。)			For Use of (Check applicable box) 用途 (該当欄に印を付けて下さい。)		
By 輸出入者 ☐ United States Armed Forces 合衆国軍隊 ☐ Authorized Procurement Agency 公認調達機関 ☐ Non-Appropriated Fund Activity 軍人用販売機関等 (Check applicable box) (該当欄に印を付けて下さい。)			☐ Official Use by the United States Armed Forces 合衆国軍隊公用 ☐ United States Forces Personnel 合衆国軍隊要員		
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Unit 単位	Quantity 数量	Weight 重量	Description* 明細 (If Automobile, include Chassis & Engine No.) (自動車の場合は車台及びエンジン番号 を含む。)	Value* 価格
*Not Required for US Military Cargo 軍事貨物の場合は不要					

Continuation 続き					
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Unit 単位	Quantity 数量	Weight 重量	Description* 明細 (If Automobile, include Chassis & Engine No.) (自動車の場合は車台及びエンジン番号を含む。)	Value* 価格
*Not Required for US Military Cargo 軍事貨物の場合は不要					
CARGO CERTIFICATION 貨物証明			PERSONAL PROPERTY CERTIFICATION 私用財産証明		
This certifies that the material, supplies and/or equipment identified above, for shipment as marked, are for the exclusive use as indicated. 上記の資材、需品及び／又は備品は、印を付けた目的及び用途のみに供されるものであることを証明する。			1. The undersigned certifies that he/she is a member of the United States Forces or an employee of a Contractor, as defined in USFJ INSTRUCTION 90-205, and that the above listed property is imported by me for the personal use of myself (or my dependents) and that such property will not be disposed of to persons or agencies not accorded the benefits of the Status of Forces Agreement except as authorized by regulations.		
Signature 署名			2. I further certify that my personal property and personal effects contain no items or commodities prohibited by USFJ INSTRUCTION 90-205.		
Title and/or Rank 肩書及び／又は階級			1. 下記の署名者は、在日米軍インストラクション 90-205 に規定する合衆国軍隊の構成員又は契約者の被用者であること、上記の財産は私自身（又は私の家族）の私用のため私が輸入するものであること、及び当該財産は規定により許可された場合を除き、合衆国軍隊等以外の者に対して処分しないことを証明する。		
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務			2. 私は、更に、私の個人財産及び携帯品には、在日米軍インストラクション 90-205 によって禁止されている物品を含んでいないことを証明する。		
AUTHENTICATING OFFICER 認証官					
Date 日付	USFJ Case Number 書類番号				
Signature 署名			Signature 署名		
Title and/or Rank 肩書及び／又は階級			Rank and Title(If applicable) 階級及び肩書（もしあれば）		
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務			Organization(If applicable) 部隊（もしあれば）		
NOTE: Signature, Title and Organization of Authenticating Officer must be on file with Customs House before this Authentication is valid. 注：認証官の署名、肩書及び部隊は、本認証が有効になる前に税関に提出する必要があります。					
FOR USE BY JAPANESE CUSTOMS HOUSE ONLY 日本国税関の使用欄					
Vessel/Aircraft 船舶／航空機		Nationality 国籍		Port of Landing 船（取）卸港	
Origin of Goods 原産地			Port of Shipment 積込港		

CUSTOMS FREE CARGO IMPORTED OR EXPORTED ON BEHALF OF UNITED STATES FORCES				軍納物品輸出入申告書	
(Authority: USFJ INSTRUCTION 90-205) (根拠: 在日米軍インストラクション 90-205)				(根拠: 特例法基本通達) (Authority: Basic Notice of Special Measure Laws)	
PART I - CARGO CERTIFICATION 第一部 - 貨物証明					
For ☐ Import ☐ Export (Check applicable box) 目的 輸入 輸出 (該当欄に印を付けて下さい。)				For Ultimate Use of (最終用途)	
By (Name of Contractor) 取扱者 (業者名)				For Incorporation of Articles By (物品を附合する者)	
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Unit 単位	Quantity 数量	Weight 重量	Description 明細	Value 価格

Part I (cont'd) 第一部 (続き)			Part II - IMPORTERS CERTIFICATION 第二部 輸入者証明		
This is to certify that the material, supplies and/or equipment identified hereon are imported for the exclusive use of the United States Forces personnel or imported ultimately to be incorporated into articles or facilities used by United States Armed Forces or United States personnel. ここに識別された資材、需品及び／若しくは備品は、合衆国軍隊要員の専用の用途に供するため輸入されたもの、又は最終的に合衆国軍隊若しくは合衆国軍隊要員が使用する物品若しくは施設に附合させるため輸入されたものであることを証明する。			The undersigned solemnly declares: 下記の署名者は、厳粛に宣言する。		
Signature 署名			1. That all commodities listed above will be delivered to the military unit designated above without fail. 上記の全物品は相違なく上に指定されている軍部隊に送達される。		
Title and/or Rank 肩書及び／又は階級			2. That on delivery of such goods to the military unit, a receipt signed by the responsible officer will be obtained and submitted to the Customs House within the specified period. 当該物品を軍部隊に送達の際、責任者の署名のある受領書を手し、所定期間内に税関に提出する。		
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務			3. That if any part of the whole of such goods are not delivered to the military unit for any cause whatsoever, the procedure under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law will be complied with and the customs duties and internal excises on such goods not delivered will be paid. いかなる理由であれ当該物品の一部又は全部が軍部隊に送達されない場合、外国為替及び外国貿易法の手続に従って処理し、そして送達されなかった当該物品に対する関税及び内国消費税を支払う。		
AUTHENTICATING OFFICER 認証官					
Date 日付	USFJ Case Number 書類番号				
Signature 署名					
Title and/ or Rank 肩書及び／又は階級					
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務					
NOTE: Signature, Title and Organization of Authenticating Officer must be on file with Customs House before this authentication is valid. 注：認証官の署名、肩書及び部隊は、本認証が有効になる前に税関に提出する必要があります。			Signature of Importer 輸入者署名		
FOR USE OF JAPANESE CUSTOMS HOUSE ONLY 日本国税関使用欄					
Vessel/Aircraft 船舶／航空機		Nationality 国籍		Port of Landing 船（取）卸港	
Origin of Goods 原産地			Port of Shipment 積込港		
PART III 第三部					
This is to certify that the goods described on the reverse side, of the above case number, have been received, except as noted hereon, and have been delivered in the same form and condition as imported. 裏面に記載された物品で上記の書類番号のものは、ここに注書きしたものを除き受領され、輸入時と同じ形態で送達されたことを証明する。					
Signature 署名		Title and/or Rank 肩書及び／又は階級		Organization 部隊	
DESCRIPTION OF END-PRODUCTS 最終製品の明細					
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Number 番号	Quantity 数量	By-Products 副製品	Number 番号	Quantity 数量
Place of Incorporation 附合の場所		Date 日付	Unit of US Armed Forces receiving end-products & by-products if any 副製品（もしあれば）及び最終製品を受領する合衆国軍隊の部隊		Date 日付
Kind of Disposal (incorporation, mixture, or processing of goods, etc.) 処理の種類（物品の附合、混合又は加工等）			Signature and Address of Individual who has goods delivered, or undertakes incorporation: 物品の運搬又は附合を行った個人の住所及び署名		
CERTIFICATION THAT THE WITHIN-DESCRIBED GOODS (END-PRODUCTS) RECEIVED BY US ARMED FORCES 記載物品（最終製品）の合衆国軍隊受領証明					
Signature 署名		Rank 階級		Organization 部隊	